

4. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価の基準

区 分	内 容				備 考	機構使用欄
成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方	S	90点以上	～	100点	Sは合格者の0%～5%未満	左記について学生ハンドブックに明記し、学生へ周知している。
	A	80点以上	～	90点未満	SとAの合計は合格者の20%～30%の範囲	
	B	70点以上	～	80点未満	Bは合格者の40%～55%の範囲	
	C	60点以上	～	70点未満	Cは合格者の25%～35%の範囲	
	F	0点以上	～	60点未満		
成績評価における考慮要素	成績は、原則として、筆記試験による期末試験の評点と平常点によって評価する。平常点は、授業時の質疑応答の際の発言内容、臨時試験(小テスト)、提出したレポート等により評価する。				期末試験の評点と平常点の割合をシラバスに記載する。平常点の評価項目{授業時の質疑応答の際の発言内容、臨時試験(小テスト)、提出したレポート等}についてはシラバスに明記する。	

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。
2. 規則等で例外等を定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。

(2) 成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置等

区 分	具体的措置	機構使用欄
成績評価についての説明を希望する 学生への説明の機会の設定	期末試験に関する講評・解説は、全ての科目について、書面または講義のいずれかによって行うこととしている。 この講評・解説を踏まえ、成績に対して異議のある場合は、所定の期間内に教務係に異議申立書を提出することができる。異議申立があった場合、担当教員は、異議を審査し、提出日より2週間以内に審査結果を異議申立書の「審査結果」欄に記載し、回答する。	
教員間における 各授業科目の成績評価に 関するデータの共有	各授業科目の不合格者と合格者の割合及び両者の人数並びに合格者のうちのS、A、B、Cの割合及び人数について、成績分布データを教授会で配付し、教員間でデータ共有するとともに、講評書に記載し、教員に公表している。	

(注) 上記2区分以外に成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置がとられている場合には、適宜行を追加して記入してください。

(3) 成績評価の結果に係る必要な関連情報の告知方法

区 分	具体的措置	機構使用欄
成績評価の基準 (採点のポイント等)	成績評価の方針(シラバス記載の成績評価の割合、採点の方針)について講評書に記載し、または講評・解説授業により口頭で説明し、学生へ公表する。	
成績分布データ	不合格者と合格者の割合及び両者の人数並びに合格者のうちのS、A、B、Cの割合及び人数を講評書に記載し、または講評・解説授業により口頭で説明し、学生へ公表する。	

(注) 上記2区分以外に成績評価結果とともに学生に告知される必要な関連情報があれば、適宜行を追加して記入してください。

(4) 期末試験(本試験)・再試験・追試験

① 制度の有無及び受験資格

区分	制度の有無	受験資格	備考	機構使用欄
期末試験 (本試験)		受験する科目の履修登録を行った者 ただし、2単位科目について6回以上、4単位科目について11回以上欠席した学生については、当該科目の期末試験を受験した場合も単位の認定はしない。		
再試験	無			
追試験	有	次の各号の一に該当する理由によって期末試験を受験できなかった場合、当該科目の期末試験日に教務係に連絡をしたうえで、当該試験終了時から起算して1週間以内に「追試施行願」を提出することができる。郵送の場合は、高等司法研究科教務係宛に簡易書留郵便で上記期間内に到着するように送ること。当該試験終了時から起算して6日以内に発送したことが消印その他書類から確認できるときは、上記提出期限後に到着したのもも受理する。 (1) 公共交通機関の途絶により当該試験開始後30分以内に入室できなかった場合において、他に取り得る交通手段が存在しなかったとき。 (2) 学校保健安全法施行規則第18条に定める学校において予防すべき感染症にかかり、医師から出席停止の指示を受けたとき。 (3) 配偶者、一親等または二親等の親族の死亡、葬儀。 (4) 居住地及び通学経路に係る特別警報が発令された場合。 (5) その他本研究科がやむを得ないと認める事情があるとき。 追試施行願には、上記(1)ないし(5)の一に該当することを証明するに足りる書類を添付すること。 なお、(2)に該当する場合は、出席停止期間が記載された診断書を提出すること。本研究科が、特に必要と認めるときに限り、本研究科の科目の追試験を行う。		

- (注) 1. 再試験、追試験の制度がある場合は「制度の有無」欄に「有」、制度がない場合は「無」と記入してください。
2. 「受験資格」欄は規則、学生便覧の記載をそのまま記入してください。
3. 再試験又は追試験において、成績評価基準等について期末試験(本試験)と異なる取扱いを定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
4. 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由を備考欄に記入してください。

② 実施方法における配慮等

具体的措置	機構使用欄
<ul style="list-style-type: none"> 学生の成績評価の透明性・客観性を確保するために、期末試験(筆記試験及びレポート試験)の答案には、受験者はその氏名を記載せず、「受験者記入票番号」だけを記載する。 期末試験の方法として、筆記試験を行うことを原則とする。 	

(注) 本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。

(5) 修了要件

		機構使用欄
標準修業年限 (長期履修)	3年 (年)	
単位数	98	
GPA※	無	
修了試験	無	

- (注) 1. GPAを修了要件としている場合は、「GPA」欄に具体的内容を記入し、修了要件としていない場合は、「無」と記入してください。
 2. 修了試験制度がある場合は「修了試験」欄に具体的内容を記入し、制度がない場合は「無」と記入してください。

※(5)においてGPA制度を設けている場合は、GPAの計算方法について以下の枠に簡潔に記入してください。

計算方法：

機構使用欄

(6) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区 分		法律基本科目 の単位数	法律基本科目 以外の単位数	修了要件単位数	備 考	機構使用欄
単位数	法学未修者	60～66	32～38	98		
	法学既修者	26～32	32～38	64		

- (注) 「法律基本科目の単位数」、「法律基本科目以外の単位数」(修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数)及び「修了要件単位数」欄については、修了に必要な単位数を記入してください。

(7) 入学後の修得単位、入学前の修得単位、法学既修者認定単位、十分な実務経験を有する者の取扱いの取扱い

区 分	取扱い	機構使用欄
入学後の修得単位	学生は、教授会の承認を得たときは、他の研究科、他の大学院又は外国の大学院の授業科目を履修し、これを選択科目として8単位を限度に大阪大学大学院高等司法研究科規程第8条第1項に規定する単位に充当することができる。	
入学前の修得単位	本研究科が教育上有益と認めるときは、教授会の承認を得て、学生が本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、大阪大学大学院高等司法研究科規程第9条の規定により修得した単位とは別に当該授業科目の内容に応じ別表の基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目に属する選択科目として8単位を限度に同規程第8条第1項に規定する単位に充当することができる。	
法学既修者認定単位	本研究科の課程において必要とする法学の基礎的な学識を有すると教授会が認めた者については、大阪大学大学院高等司法研究科規程別表の第1年次配当の必修科目34単位を修得したものとみなす。ただし、特別選抜(法学部3年次生)により法学既修者として入学する者について実施した既修者科目認定試験のうち不合格となった科目がある場合は、当該科目に相当する第1年次配当の必修科目の単位を減じた単位を修得したものとみなすこととする。	
十分な実務経験を有する者の取扱い	なし	

(注) 「取扱い」欄には、規則等に定められている内容を記入してください。

(8) 法学既修者の認定

(8) 法学既修者の認定		機構使用欄
法律科目試験の対象分野	憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法	
履修免除対象	法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位	
履修免除単位数	34単位 ただし、特別選抜(法学部3年次生)により法学既修者として入学する者について実施した既修者科目認定試験のうち不合格となった科目がある場合は、当該科目に相当する第1年次配当の必修科目の単位を減じた単位を修得したものとみなすこととする。	
出題及び採点において、公平を保つことができるような措置	未修者を対象とする1年生の当該科目の期末試験程度の内容レベルの問題を想定して出題することを事前に科目担当者に説明する。原則として複数の科目担当者が問題を検討している。その上で、アドミッション委員会において、本学法学部の期末試験問題と類似の問題が出題されないよう注意を払っている。採点は、受験者がわからないよう受験番号のみ記載し匿名性を確保している。	
他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱い	既修者認定の際の判断材料とはしていない。	

- (注) 1. 「出題及び採点において、公平を保つことができるような措置」欄には、当該法科大学院を置く大学出身の受験者和其他の受験者との間で、公平を保つことができるような措置を記入してください。
2. 「他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱い」欄は、他の機関が実施する法律科目試験結果の取扱いについて具体的に記入してください。